

成長ファイナンス推進会議 とりまとめ

2012年7月9日

1. これまでの議論の経緯

成長力の強化を進めるためには、成長のシーズを事業化へと結び付けていくための大胆かつ効果的な規制改革など、成長に結び付くイノベーション、需要を様々な分野で喚起するとともに、官民の適切な役割分担の下、新規事業の立ち上げ等の資金となる成長マネーの供給拡大を図ることも重要である。

我が国は、戦後、高い経済成長を続けるとともに、高水準の金融資産を獲得するに至った。しかし、経済が成熟した現在、右肩上がりの成長が期待しにくい状況にあり、何に投資するかについて、個人や企業が自ら考えなくてはならない時代を迎えている。一方で、個人であれば銀行預金を安全安心な主たる運用・資産形成手段とする思考が依然として強いなど、自助努力により資金を運用するという考え方への転換が進んでいない。さらには、その転換を促す仕組みも十分機能しているとはいえない。したがって、我が国の個人、企業が「未来のために、自分が選ぶ」という考え方への転換が必要であり、そのための仕組みを整備していかななくてはならない。これまでに獲得した我が国の「貴重な資源」であるお金を未来のための成長マネーとして循環させ、最大限に活用することが何よりも求められている。

このため、成長マネーがより円滑に供給されるための政府の取組みについて検討する場として、本年2月15日成長ファイナンス推進会議を設置し、5月8日に中間報告を行った。その後、さらに検討を進め、今般、各施策の具体的な検討、実施内容とそのスケジュールについてとりまとめた。

成長ファイナンス推進会議では、我が国経済に活力を取り戻すため、資金が必要な主体に十分に行き届いていない現状を改善し、成長マネーの供給拡大を図ることが必要であるとの問題意識の下、「資金供給源の拡大」、「仲介・支援機能の強化」、「海外市場との関係強化」を当面の検討課題と位置づけ、具体的対応策について検討を進めてきた。

これまで、上記3つの当面の検討課題に沿って、主に成長マネーを供給する側の視点で具体的方策について検討を進めてきたが、とりまとめの結果を日本再生戦略に盛り込むことにも鑑み、供給側の視点と同時に、資金の受け手の視点で、それぞれの方策がどのように成長に寄与するかの観点が重要となる。このため、とりまとめにあたっては以下の4つの柱で整理を行った。

- ① 「国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大」
- ② 「政策金融や官民連携による資金供給の拡大」
- ③ 「金融円滑化法の期限到来も踏まえた中小企業等への支援」
- ④ 「アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立」

2. 成長マネーの供給拡大策

1. 国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大

約 1,500 兆円ある我が国国家計金融資産について、高齢世代から若年世代への移転を促すと同時に、確定拠出年金の普及・拡充や日本版 ISA の所要の検討により、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図ることが重要である。また、家計の志を活かした新たな資金の流れの形成に向け、官民連携によるふるさと投資（地域活性化小口投資）プラットフォームを創設するほか、休眠預金を成長マネーの供給源として有効活用するための仕組みを構築する。さらに、Jリートを含む不動産投資市場の活性化により、資産デフレからの脱却を図る。

（1）確定拠出年金の普及・拡充

- ・ 拠出規模を拡大するべく、限度額を複数年度で管理する方法など限度額の使い残しへの対策について、2012 年度に検討を行い、2013 年度に所要の措置を実施するとともに、マッチング拠出の実施状況の結果や従来の限度額の考え方との整合性を踏まえつつ、年金課税のあり方の検討とも併せ、限度額拡大策について検討を進め、2014 年度までに所要の措置を実施する。
- ・ 加入対象者の拡大について、社会保障と税の一体改革等の考え方との整合性を整理しつつ、2014 年度までに結論を得る。
- ・ 年金運用の基本原則たる分散投資の促進に向け、継続投資教育の充実に加え、投資経験が十分でない者や自ら運用の指図を行うことが困難な者の選択肢の一つとして、運用の指図がない場合であっても、規約で定めた場合には、十分に分散された、あらかじめ定められた運用方法により運用を行うことができること及びその際の留意点を通知に明記する（2012 年度中）。

（以上、厚生労働省）

(2) 日本版 ISA の所要の検討

- ・ 日本版 ISA（導入から 3 年間で毎年 100 万円までの上場株式、投信投資に係る非課税措置）については平成 23 年度税制改正大綱において、上場株式等の配当・譲渡所得等の 20%本則税率化に併せて、経済金融情勢が急変しない限り、2014 年 1 月に導入することとされている。今後、幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供する観点から、諸外国の例も参考としつつ所要の検討を進める（2012 年度中）。

（金融庁）

(3) 教育資金を通じた世代間の資産移転の促進

- ・ 高齢者が保有する金融資産を教育資金として有効活用できるよう、資産移転等にインセンティブを付与する方策について検討する。その際、諸外国の制度等を参考にしたスキームも含めて検討する（2012 年度中）。

（文部科学省、金融庁）

(4) ふるさと投資（地域活性化小口投資）プラットフォームの構築

- ・ 2012 年度中に運用を開始するべくホームページを作成し、地域活性化等に資するファンド管理会社、自治体・NPO、事業者、出資者等のプレイヤー毎の関係情報を提供し、関係者間でのネットワーク形成を図る。
- ・ 各地の伝統産業やソーシャルビジネス、若者や女性の起業支援等を対象にした投資ファンドの組成を後押しするために、ファンド事業に対して、総合特区制度等既存の制度を活用した税制・金融・財政上の支援措置、規制の特例措置を講ずる。また、ソーシャルビジネス等の専門家を地域活性化伝道師として派遣する。

（以上、地域活性化統合事務局）

(5) 休眠預金の活用

- ・ 休眠預金の活用に向け、外部専門家による事務態勢面、コスト面等にかかる調査（フィージビリティ・スタディ）を踏まえた、具体的な仕組み・制度案の検討を 2012 年度中に完了する。併せて、各金融機関の休眠預金について継続的な計数の把握・開示のあり方について検討し、成案を得る。
- ・ 休眠預金の管理体制については、休眠預金を一元的に管理する機関を設ける制度案を中心に検討する。なお、データ管理や預金者への払戻し等については、フィージビリティ・スタディの結果を踏まえ、実効性のある運営方法を検討する（2012 年度中）（別紙参照）。
- ・ 上記検討の完了後、早期の休眠預金活用開始に向け、2013 年度中にその活用

策の検討を含む必要な制度整備を終え、2014年度中に休眠預金の管理・活用に向けた体制を構築する。

(以上、金融庁、内閣官房)

(6) 不動産投資市場の活性化による資産デフレ脱却

- ・ Jリートの資金調達手段の多様化等について2013年の通常国会に関連法改正案を提出する。加えて、物件の買換えを促進する施策について検討する(2012年度中)。

(金融庁、国土交通省)

- ・ 不動産の組合への現物出資促進に向け、関係省庁において検討の場を設け、2012年度中に検討し、2014年度までのできるだけ早期に環境整備を行う。

(国土交通省、金融庁、経済産業省)

- ・ 民間からの供給が十分とは言えない、都市の開発・整備改善向けの長期のリスク性資金の供給について、財団法人民間都市開発推進機構等における機能を整理し、その供給強化策について検討するとともに、独立行政法人都市再生機構による都市再生に係る取組みを検証し、一層の推進方策について検討する(2012年度中)。

(国土交通省)

- ・ 高齢者が保有する不動産を若年世代へ移管し有効活用するために、対象とする不動産の特定や具体的な方策等について検討する(2012年度中)。

(国土交通省)

- ・ 不動産特定共同事業法を改正し、民間資金を調達したSPC(特別目的会社)が不動産を買い取り、再生工事を行えるようにする。

(国土交通省、金融庁)

(7) その他の施策

- ・ 上記の施策に加えて、以下の施策について、工程表(別添)に記載のとおり実施する。

- 不動産金融の円滑化

- (不動産価格指数の運用等：国土交通省)

- 国民が資産を安心して有効活用できる環境整備

- (投資信託・投資法人法制の見直し：金融庁)

2. 政策金融・官民連携による資金供給の拡大

我が国経済の継続的な成長に向け、民間の資金・ノウハウを活かし、また官の資金を呼び水としつつ、官民で連携して資金を円滑に供給していくことは引き続き重要である。このため、約 100 兆円ある年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の資金をはじめとする公的・準公的な資金について、我が国の運用立国としての地位の確立といった観点も含め、資金の性格を考慮した上で、成長性のある分野に活用していくことの可能性について検討する必要がある。また、既に活用が図られている外為特会・円高対応緊急ファシリティ等についても、資金の目的を踏まえつつ更なる有効利用が可能か、検討することも考えられる。

なお、財政投融资について、政策金融や官民連携による資金供給を含め、現下の厳しい財政状況の中で、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、今後積極的に活用していくこととする。

(1) 公的・準公的セクター資金の有効活用

- ・ GPIF に加え、各種共済や外貨準備等の公的・準公的資金について、資金の性格を考慮した上で、成長性のある分野に活用していくことの可能性について検討するため、内閣官房が事務局となり、民間の知見や民間金融機関、うちよ・かんぽの状況も踏まえつつ、各省横断で検討する（2012 年度中）。

（内閣官房他）

- ・ GPIF のガバナンスや体制整備については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（2012 年 1 月 20 日閣議決定）などに基づき、新たに設置する法人の在り方に関する検討会で検討し、2013 年の通常国会に所要の法案を提出する。

（厚生労働省）

(2) 政府系金融機関等の活用

- ・ 円高対応緊急ファシリティについて、日本政策投資銀行（DBJ）や民間金融機関などを活用する方途を検討する（2012 年度中）。

（財務省）

(3) 産業革新機構の活用

- ・ 産業革新機構におけるアーリーステージ案件についても一層強化すべく、機構の人員増強・体制整備を 2012 年度中に行う。
- ・ アーリーステージ案件への支援を着実に進めていくため、ハンズオンで行うとの原則の中で、ベンチャーキャピタル等ファンドへの投資を含め、民間の

人材・知見・ノウハウの活用についても検討し、結論を得る（2012年度中）。
更に、検討結果を踏まえた取組みを早期に行う（2013年度中）。
（以上、経済産業省）

（４）カバードボンドの導入

- ・ カバードボンドの導入の必要性について、民間金融機関や投資家のニーズや国際的な議論、預金者保護や預金保険制度への影響も踏まえて検討する（2012年度中）。
 - ・ 特に、DBJによるカバードボンドの発行については、発行コストの低減が期待できるか等のフィージビリティを2012年中に検討する。
- （以上、金融庁、財務省）

（５）中小・小規模企業の創業支援

- ・ “ちいさな企業”未来会議で抽出された、世界を目指す起業・創業、若手・女性等の起業・創業、第二創業を促進する施策について、2013年度までに検討・実施する。
- （経済産業省）

（６）その他の施策

- ・ 上記の施策に加えて、以下の施策について、工程表（別添）に記載のとおり実施する。
 - 法案成立後、農林漁業成長産業化支援機構の設立等
（農林水産省）
 - 法案成立後、民間資金等活用事業推進機構の設立等
（PFIの株式・債権譲渡に関するガイドライン改正、独立採算型等のPFI事業の増加に向けた取組みについての検討：内閣官房、内閣府）
 - インフラ投資向け基盤整備
（全国自治体の公社等によるレベニュー債の活用促進策の検討：金融庁）
 - ベンチャー支援
（大学発ベンチャーの促進：文部科学省・経済産業省、優れたベンチャーキャピタルのノウハウ共有支援、種類株式活用の促進：経済産業省）

3. 金融円滑化法の期限到来も踏まえた中小企業等への支援

中小企業金融円滑化法および企業再生支援機構の期限が2013年3月に到来する予定であることも見据え、中小企業の経営改善・事業再生を強力に推進するとともに、支援を必要とする企業が相当数に上ることも予想されることから、中小企業を支援し、成長を促すための体制を整備することが、当面喫緊の課題となっており、早急に対策を講じる必要がある。そのため、民間の資金・ノウハウを活用した新たな体制の構築の検討も含め、金融機関による中小企業支援状況にかかる情報提供の促進、個人保証制度や銀行の出資規制等の見直し等、更なる中小企業支援策を政府全体で協力して策定する。

(1) 金融円滑化法からの円滑な移行に向けた体制整備

- ・ 企業再生支援機構・中小企業再生支援協議会・金融機関が連携した経営支援を強力に実施する。さらに、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を引き続き検討する（2012年度中）。
- ・ 民主党が提言している日本再生投資基金（仮称）の考え方も十分に踏まえつつ、民間の資金・ノウハウを活用して中小企業支援をサポートする新たな体制の構築について、円滑化法の期限到来後速やかに施策を実施できるよう、内閣府、金融庁、経済産業省が一体となって検討を進める。

（以上、内閣府、金融庁、経済産業省）

- ・ 金融機関による中小企業の経営改善・事業再生支援にかかる取組みについて、公表を含めた一層の情報発信を促す方策の検討を進め、2013年4月から施策を実施する。

（金融庁）

(2) 個人保証制度の見直し

- ・ 金融機関との間の取決めに違反した場合のみ保証責任を負う停止条件付個人保証契約等、経営者本人保証を限定的にする施策について、2012年度中に内容等を検討し、2014年度までのできるだけ早期に導入する。

（金融庁、経済産業省）

(3) 動産・売掛債権担保の利用促進

- ・ ABL（動産・売掛債権担保融資）の利用を促進し、金融機関からの円滑な資金供給を実現するために、2012年度中に金融検査マニュアルの運用を明確化するとともに、動産譲渡登記制度その他実務面での改善に向けて検討する。

（金融庁）

(4) 金融機関による資本性資金の供給促進

- ・ベンチャービジネスの育成や事業再生支援等の観点から、議決権保有制限規制（5%出資規制）の趣旨も踏まえつつ、無議決権株式のより一層の活用等資本性資金の提供による企業価値向上を促す施策について検討する（2012年度中）。
（金融庁）

(5) その他の施策

- ・上記の施策に加えて、以下の施策について、工程表（別添）に記載のとおり実施する。
 - 将来の成長可能性を重視した金融の実現、地域密着型金融の推進
（企業実態を踏まえた検査の徹底、資本性借入金の積極的活用：金融庁、
デットエクイティスワップの利用促進：経済産業省）

4. アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立

我が国からのアジアへの直接・間接投資を促進するとともに、アジアの資金を我が国へ呼び込むことにより、アジアの成長の果実を取り込むことが、我が国における今後の経済成長のためには重要となる。そこで、規制緩和等により我が国金融機関の競争力の向上を図るほか、我が国の金融・資本市場の魅力を向上させ、投資を呼び込み、アジアの金融センターとしての地位を確立するべく、総合的な取引所の実現、投資家の利便性向上のための施策を講じる。また、政策金融機関を活用し、我が国企業のアジア進出への金融支援を強化する。

(1) 総合的な取引所の実現

- ・証券・金融・商品を一体的に取り扱う総合的な取引所の創設に向け、2012年度中に金融商品取引法の改正作業を進めるとともに、「総合的な取引所検討チーム取りまとめ」（平成24年2月24日）にのっとり、早期の総合的な取引所の実現に向け、取引活性化や公正性確保等にかかるテーマについて「商品先物取引活性化協議会（仮称）」で議論を開始し、法案成立を前提に、2013年度中には関係政府令を整備する。
- ・また、総合的な取引所の実現に向けて協力するよう関係者に要請するとともに、清算証拠金・口座の一元化や税制等の措置の検討を早期に進める。
（以上、金融庁、経済産業省、農林水産省）

(2) 海外展開向け資金供給態勢強化

- ・ 中堅・中小企業の海外事業の支援については、中小企業が海外で事業活動を行う際の資金調達を円滑化するべく、国際協力銀行（JBIC）と現地金融機関等との連携による現地日系企業担当窓口（ジャパンデスク）について、アジアにおける設置・拡充を本邦金融機関とも協調しつつ、2012年度から積極的に進める。
- ・ 海外進出企業のニーズが高まっている現地通貨建てファイナンスや海外拠点の取引支援に向けた制度金融の実現を進める。具体的には、2012年度中から JBIC による現地通貨建てファイナンス機能の戦略的活用を積極的に進めるほか、2013年中に日本貿易保険による付保対象取引の拡充のための法改正等の制度整備を行い、また国際協力機構による外貨建てファイナンスを検討し、2014年度までにドル建てファイナンスにかかる仕組み・体制の検討を完了する。

（以上、財務省、経済産業省、外務省）

- ・ アジアに展開する企業の更なる事業展開を支援するため、国内不動産市場の活性化にも留意しつつ、Jリートの海外不動産取得を促進する環境整備のための措置を講じる（2012年度中）。さらに、海外からの国内への投資拡大など、東京のアジア金融センターとしての位置付けを更に向上させることができるよう、Jリートの一層の制度改革等を検討する。

（金融庁、国土交通省）

(3) アジア債券市場の整備

- ・ 我が国がイニシアティブを発揮しつつ、ASEAN+3 債券市場フォーラムにおいて、アジア域内の「域内債券共通発行プログラム」の策定や域内債券決済システムに係る国際的な議論を推進する（2013年中めど）。

（以上、財務省、金融庁）

(4) その他の施策

- ・ 上記の施策に加えて、以下の施策について、工程表（別添）に記載のとおり実施する。
 - 我が国金融機関・市場の競争力向上
（国際展開促進に向けた国内金融規制緩和、「官民ラウンドテーブル」の設置等：金融庁）
 - 保険会社の成長力・競争力強化
（外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制緩和、再保険・保険リスクプール制度の検討等：金融庁）

- 日本のイニシアティブによるアジア金融資本市場の開放
（金融・資本市場の開放に向けたアジア諸国への働きかけ、損害保険料率算出制度等の日本型モデルの普及等：金融庁、財務省）
- アジア新興国等における都市開発プロジェクトの推進
（民間金融の補完やプロジェクトのコーディネーション：国土交通省）

3. 今後の進め方

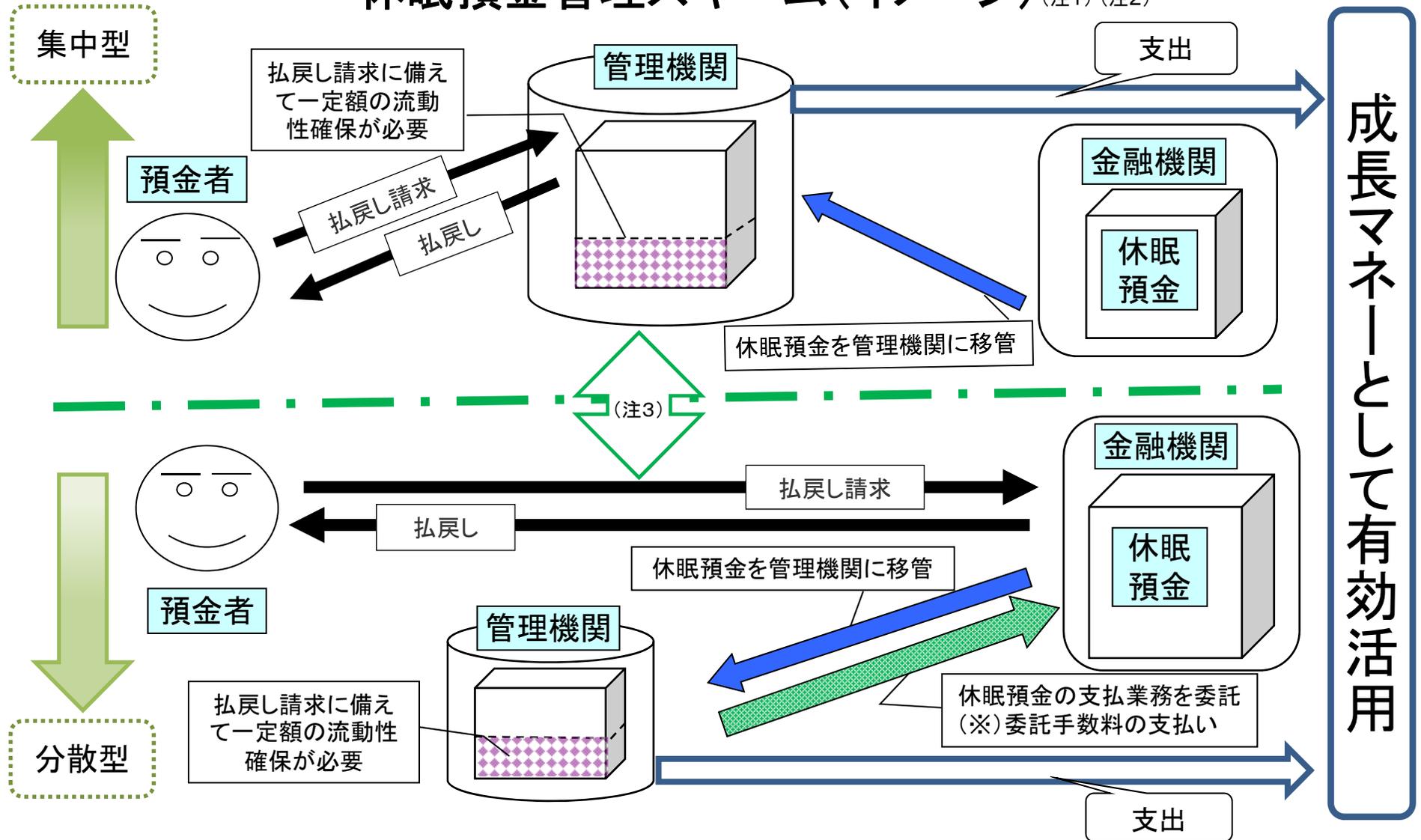
本とりまとめで示した施策については、新成長戦略のフォローアップを踏まえた取組みとあわせて、必要な検討を加えたうえで、年央にとりまとめる日本再生戦略に反映させるとともに、工程表に沿って確実に実施が図られるよう取り組む。

また、本とりまとめや中間報告において、成長ファイナンス推進会議の場で引き続き議論を行うとしているものもあることから、成長ファイナンス推進会議については、今後も成長マネーがより円滑に活用されるための政府の取組みについて検討を行う場として活用していく。

以 上

休眠預金管理スキーム(イメージ) (注1) (注2)

別紙

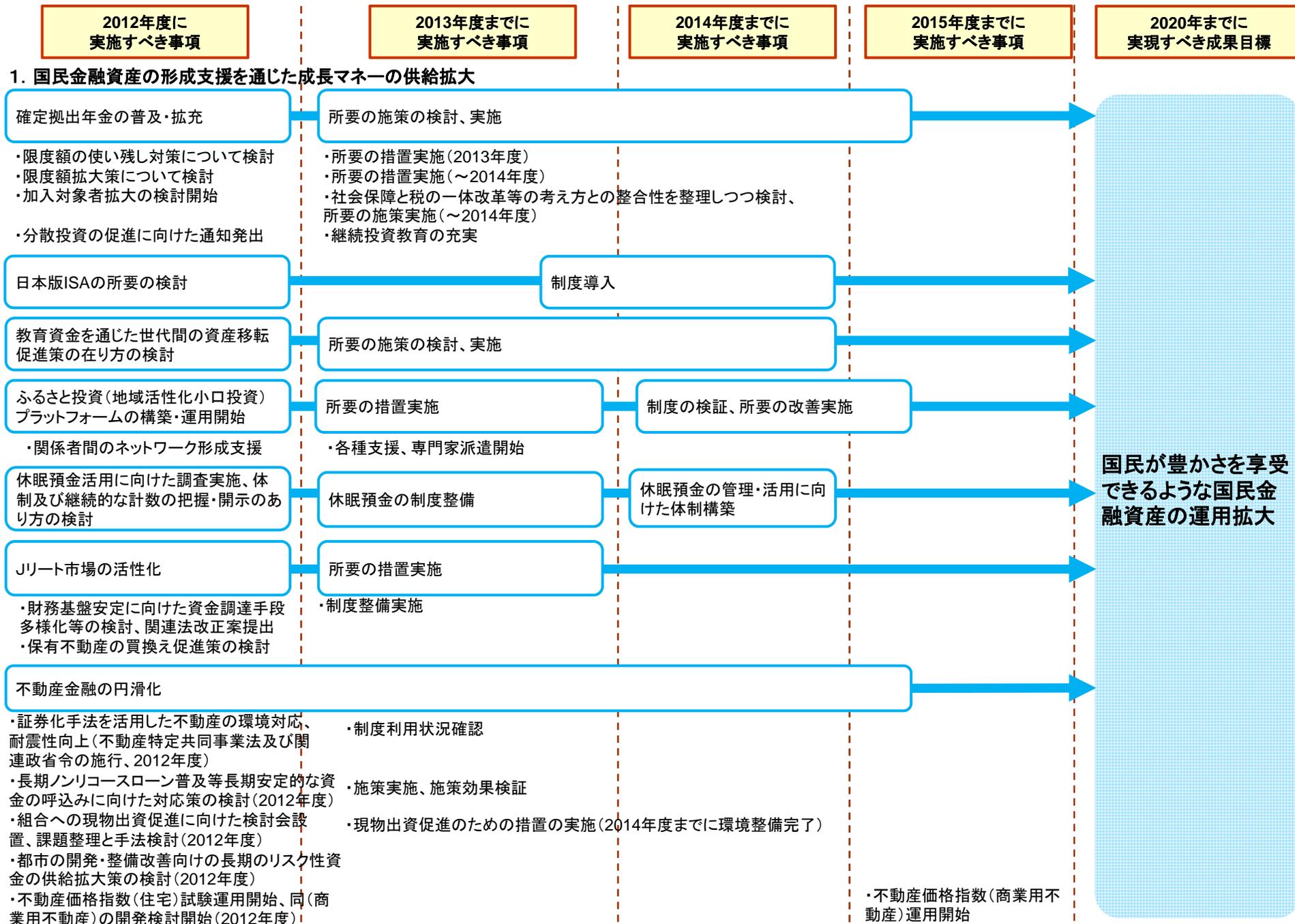


(注1) 休眠預金を一元的に管理する機関を活用したスキームの中でも、集中型から分散型まで様々な形態が考えられるところ、あくまで幅を持って解されるイメージであり、このイメージに基づく今後のフィージビリティ・スタディを経て、具体的な制度設計が行われることとなる。

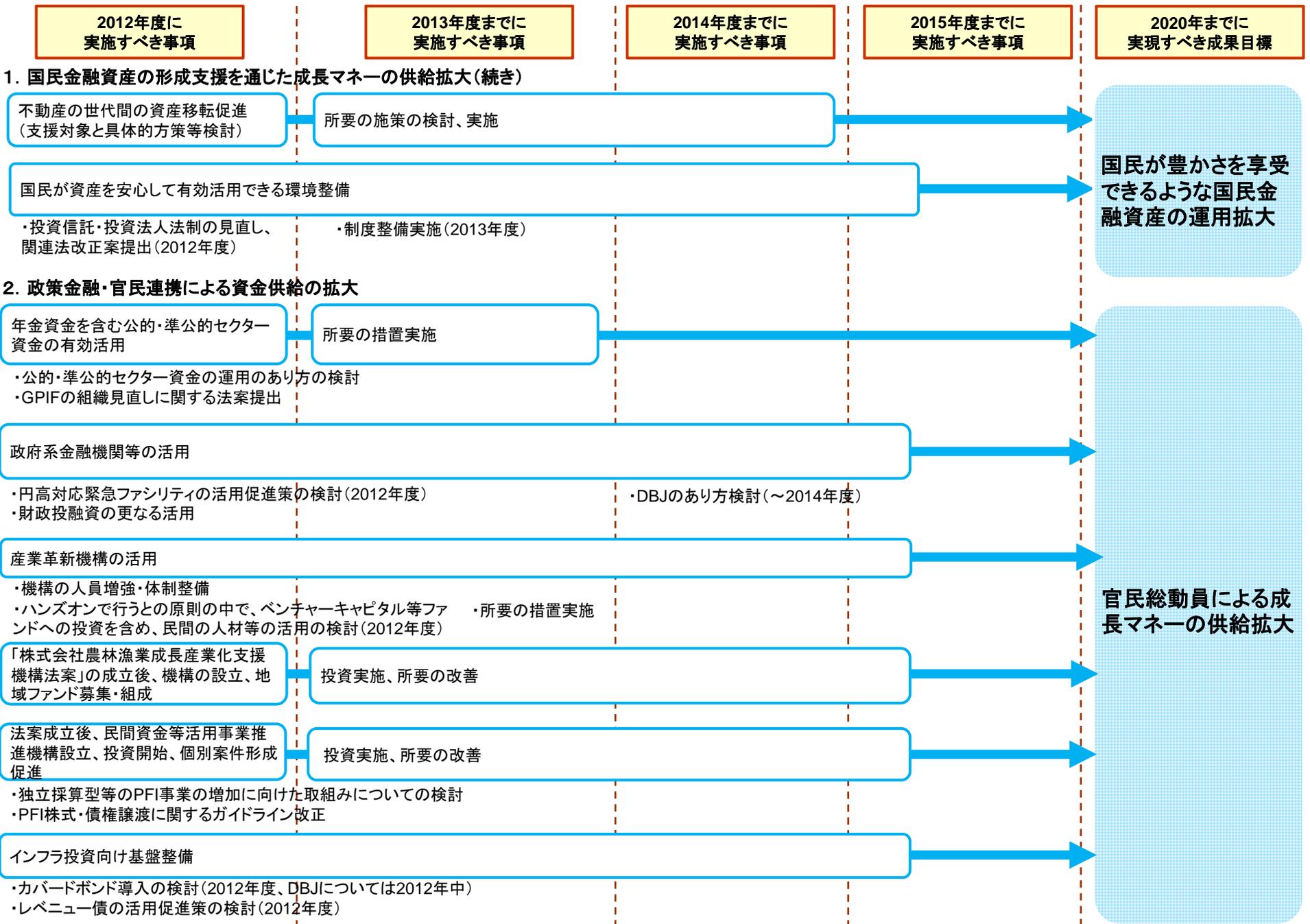
(注2) 「集中型」では、預金者に対する休眠預金の払戻しを含めて基本的に全ての事務を管理機関で行うことを前提。一方、「分散型」では、預金者に対する休眠預金の払戻しを金融機関に委託し、各金融機関において預金者に払戻しを行うことを前提。

(注3) 集中型・分散型の中間的な形態も考える。

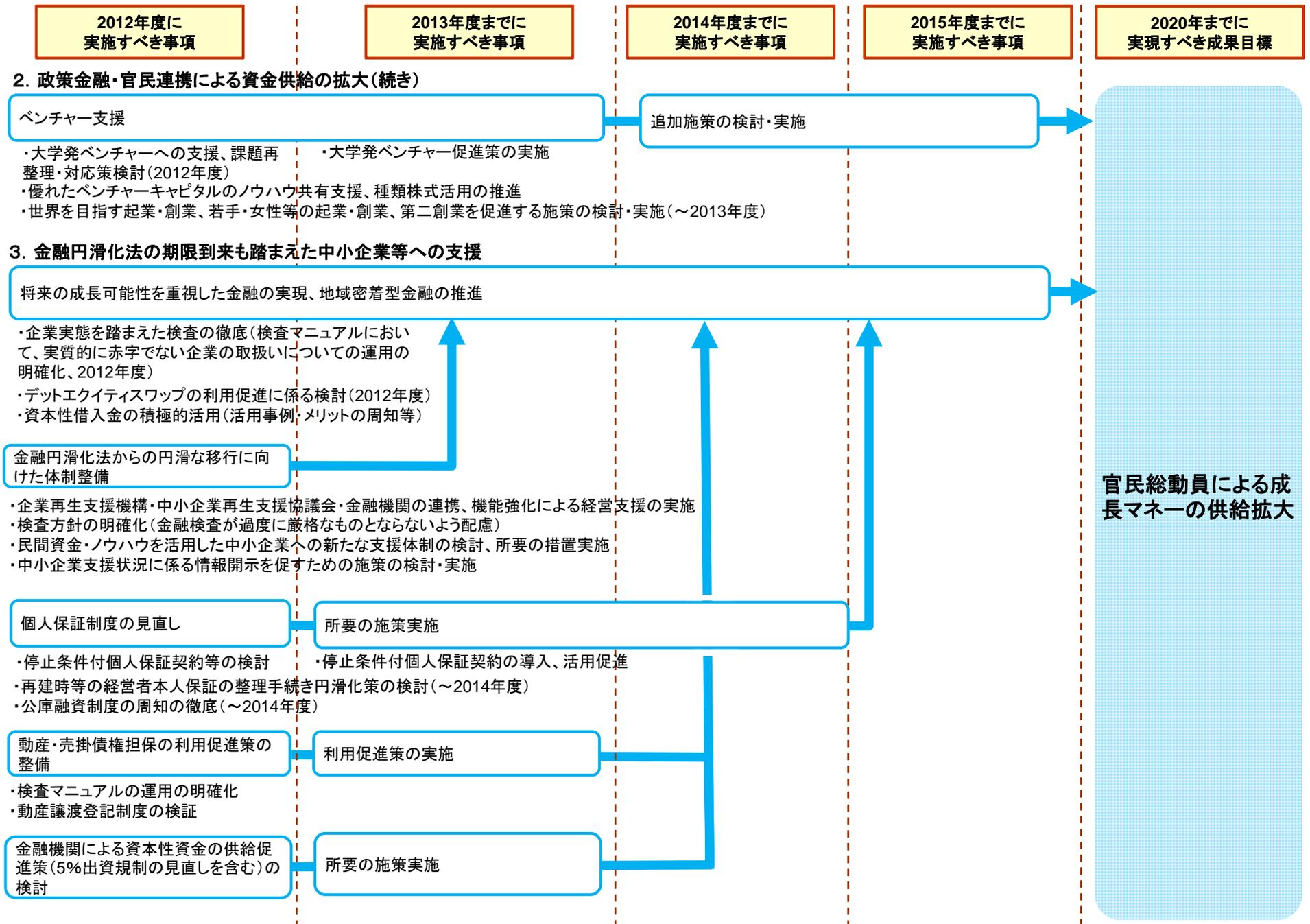
施策実施工程表(1)



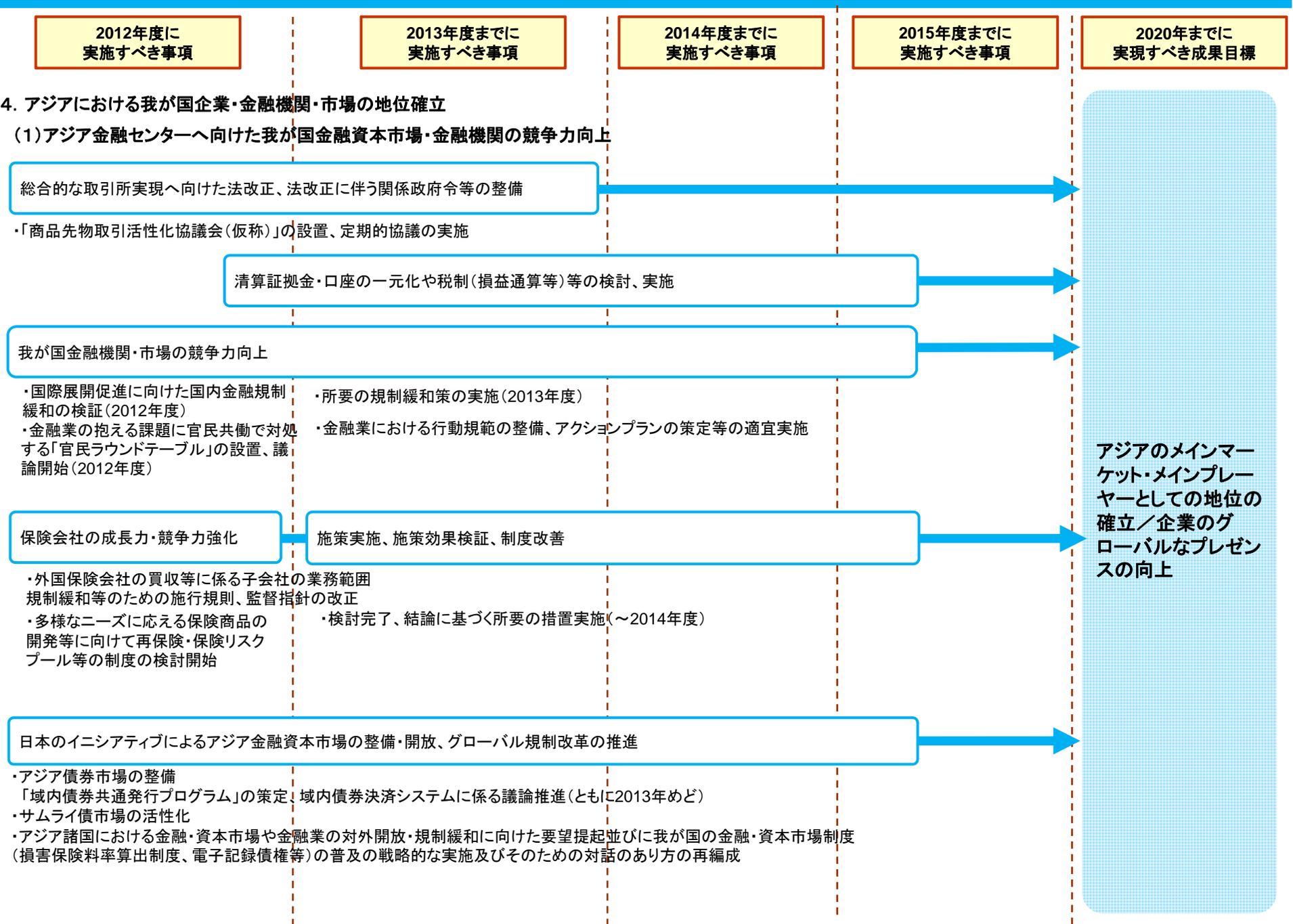
施策実施工程表(2)



施策実施工程表(3)



施策実施工程表(4)



施策実施工程表(5)

